

土浦市立新治学園義務教育学校いじめ防止基本方針

令和7年3月18日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」で（いじめ防止対策推進法第2条）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係となる児童生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③いじめの早期発見のため、児童生徒に寄り添った指導や各種アンケート等を計画的に行う。
- ④いじめの早期解決のため、当該児童生徒の安全を保障するために、校内組織を機能させると共に、保護者、地域との連携や各種団体、専門家と協力して解決にあたる。また、児童生徒の精神面でのフォロー等事後指導を十分に行う。
- ⑤情報通信機器や SNS を通じて行われるいじめに対する予防的生徒指導を推進する。

2 いじめ未然防止のための取り組み

各教科や特別活動等の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり・集団づくりに努める。児童生徒が主体的・対話的に取り組めるよう一人一人に活躍の場のある授業づくりを進めることにより、基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。そして、児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる集団づくりを進め自己存在感を感受できる教育活動を展開する。

道徳の時間には命の大切さ、人権尊重を重視した指導を行う。また、特別活動の時間には、人権集会等により、いじめについて主体的に考え、「いじめを許さない」学校づくりに児童生徒が主体的に取り組めるようにする。

(1) 児童生徒が主体的・対話的に取り組む授業づくり

- ①学び合う授業づくりの推進
学習形態を工夫し、互いに聞き合い・学び合いのできる授業を展開し、共感的な授業の雰囲気づくりに取り組む。
- ②個に応じた指導の充実
必要に応じて個別指導の充実を図り、基礎基本の定着を図り、学習への参加意欲の向上を目指す。
- ③家庭学習の習慣化
基礎基本の定着のため、補充学習としての家庭学習の習慣化・定着を図る。
- ④情報モラル教育の充実
各学年において発達段階に応じた情報モラル教育を充実させる。
- ⑤自己決定の場の提供
授業の中で自らの意見を述べる。観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する。あるいは発表する、制作する等の体験を大切にする。

(2) 自己有用感や自己存在感、自尊感情を育む集団づくり・教育活動の展開

- ①人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動の実施
毎月1回、学活の時間を利用し、ソーシャルスキルトレーニング等を行い、自分と他人では、思いや考えが違うことに気付かせ、相互に認め合う大切さを知ること、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送れるようにする。
- ②人とつながる体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを共感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童生徒会活動、総合的な学習の場において多様な自己決定の場を提供する。
- ③共感的な人間関係の育成
失敗を恐れず、間違いやできないことを笑わない。むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な集団づくり。
- ④安全・安心な風土の醸成
お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を教職員の支援の下で、児童生徒が作り上げるようにする。

(3) いじめを許さない、見過ごさない学校・学級づくり

- ① 日常的なあいさつの習慣化
学校生活全般で積極的にあいさつを交わす児童生徒の育成を図る。
 - ② 道徳の時間の設定
道徳において「いじめ問題」を題材とした学習を実施する。
 - ③ 児童生徒主体の取り組み
児童生徒主催の人権学習会を開催し、「いじめ問題について」考える場を設ける。
 - ④ こまめな校内の見回りや教育相談活動の実施
児童生徒に安心感を与える死角をつくらぬ見回りや困ったときは相談したい気持ちをもたせる教育相談活動を行う。また、児童生徒に多様なSOSの発信の仕方を伝え、困ったときには自分なりの方法でSOSが発信できるようにする。
- (4) SNS等ネット利用のルールとマナーを守る態度の育成
- ① 非行防止教室（情報モラル）の実施
 - ② 保護者への資料提供を通じた注意喚起

3 いじめの早期発見のための取り組み

(1) いじめの早期発見のために

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、生徒指導対象を特定の児童生徒とするのではなく、すべての児童生徒を対象として全ての職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- ② 違和感を感じる児童生徒がいる場合には、管理職、生徒指導主事に速やかに報告し、情報の共有を図ると共に、状況について確認し、多様な見方で見守るとともに、速やかな対応を行う。
- ③ 様子に変化が見られる場合は、職員が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 学校生活アンケート（記述式）を年3回行い、児童生徒の悩みや人間関係を調査し、学校生活の満足度を把握する。アンケート実施後は速やかに複数で内容の確認を行う。共通理解を図る。
- ⑤ 「教育相談期間」を設定し、学校生活等における悩みや課題等を把握する。

4 いじめの早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめの問題を発見したときには、学級担任で抱え込むことなく、学校長以下全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童生徒の心身の安全を最優先に考え、加害児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも勇気をもって相談するように指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 児童生徒のニーズや内面の「切なさ」を受け止めることができるよう、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら対応をしていく。
- ⑥ ネット上に個人情報等を掲載しないように指導し、不適切な書き込み等については、プロバイダに対し、直ちに削除依頼する。
- ⑦ 所轄警察署と連携し、適切に援助を求める。
- ⑧ 市教育委員会と連携し、ネットパトロールを実施したり、スクールロイヤーへの協力を求める。
- ⑨ いじめられている児童生徒の安全な居場所の確保や被害者のニーズの確認及び支援案を提示し本人・保護者に選択してもらう。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をさらに密にし、学校の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報収集に努めて指導に生かし、学校内だけで問題解決をしない。
- ② 学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況があれば、「ポプラ広場」電話相談等の相談窓口の利用等も勧める。
- ③ 早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を配慮しながら、早期に相談・通報の上、連携した対応を取る。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①生徒指導部会

課題のある児童生徒について、各学級から現状や支援状況についての報告を求め情報交換と共通行動についての確認を行う。前期課程・後期課程での情報共有も大切にする。

②いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、豊かな心育成コーディネーター、該当担任、該当学年主任、児童生徒支援、必要に応じてスクールカウンセラー、心の教室相談員をメンバーとする「いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 重大事態への対応

いじめにより当該児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じ、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対処を行う。

①重大事態（**疑いを含む**）が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。

②土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。犯罪行為として取り扱われるべきものについては、土浦市教育委員会及び土浦警察署等と連携して対処する。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組み
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

いじめ防止に向けた生徒指導年間計画（案）

月	いじめ対策委員会	未然防止に向けた取組	早期発見・早期対応に向けた取組
4	・定例会の開催 年間及び前期の取組について	・今年度学校いじめ防止基本方針の周知 ・保護者向けネット関連の注意喚起 ・道徳（主題：いじめについて、全学年） ・非行防止教室（情報モラル） ・あいさつの奨励	・年間を通じた心の教室 相談員による面談 （7～9年）
5	・定例会の開催	・児童生徒集会	・教育相談
6	・定例会の開催	・校内研修（各授業と生徒指導を一体化した授業・一人一人を生かす授業づくり）	・学校生活アンケートの実施（記名式）
7	・定例会の開催	・薬物乱用防止教室	・教育相談、三者面談 （対児童生徒、対保護者）
8	・前期の取組の見直し・修正	・校内研修（生徒指導・いじめ防止に向けて）	
9	・定例会の開催 ・前期の取組の反省・評価	・道徳（主題：いじめについて、全学年）	
10	・定例会の開催 ・後期の取り組みについて	・後期取り組みの共通理解・実践	・学校生活アンケートの実施（記名式）
11	・定例会の開催	・通信機器利用についてのアンケート（4～9年）	・教育相談 （対児童生徒）
	・定例会の開催	・人権集会	

12			
1	・ 定例会の開催	・ 道徳（主題：いじめについて、全学年）	・ 学校生活アンケートの実施（記名式）
2	・ 定例会の開催	・ 学校評価アンケート（保護者・児童生徒）	・ 教育相談（対児童生徒）
3	・ 定例会の開催 年間のまとめ、反省及び評価	・ 次年度いじめ防止基本方針の見直し	

※いじめ問題が起こった際は、臨時の委員会・ケース会議を随時開催する。